

ゲガと弁当

手前持ち



そう言われた時代から

「国保
だより」

vol.153

50周年特別号



安心して 医者にかかりたい!

要求実現の第一歩はいつも一人ひとりの声。

「ケガと弁当手前持ち」…

建設労働者には

なんの補償もない時代。

安心して医者にかかれる

健康保険をつくらうという

要求実現の大運動が

神建連国保誕生の原点です。

50年目の
神建連国保
組合員と
家族のために

給付と予防活動の今

健康診断

組合員とその家族：
年度内1回まで無料

一部負担払戻金

組合員とその家族：入院払戻
組合員：通院払戻

傷病手当金

組合員：入院全日、通院は1日につき7日間
※日額は保険料等級による

出産手当金

組合員：日額4,100円
最大98日間支給

インフルエンザ

組合員とその家族：
年度内1回、小学生以下一律4,000円、
中学生以上一律2,000円

被保険者数

本人 37,768人
家族 40,812人
合計 78,580人
2020年12月1日時点

誕生から今までを振り返ると…



なんの補償もないなんて

おかしい…

1950年代 運動のはじまり

戦前戦後の建設労働者への
保険適用がない時代をへて、
52年、「すべての労働者に健康
保険を」の要求を掲げて、
全国的な大運動を展開。



そして1953年 日雇健保制定

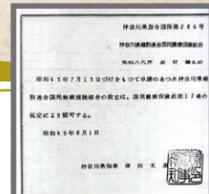
わが国の歴史上初めて、
労働組合などの団結でたた
かいとった健康保険です。



我らの国保を

まもれ!

1970年代 神建連国保 誕生!



国保発足認可通知

厚生省は赤字を理由に「日
雇健保」廃止の方針を打ち
出します。ふたたび建設労
働者を無保険にするな—
大きな運動をおこし、国保
組合の設立を認めさせます。
こうして神奈川県に建設国
保が誕生します。

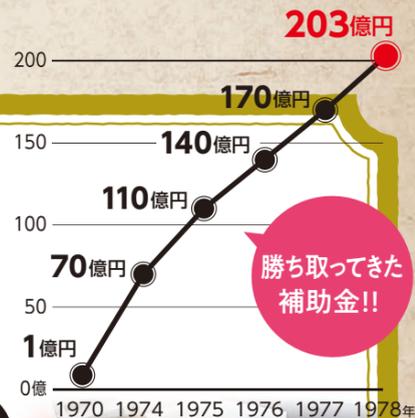
補助金確保の

大運動!

建設国保の運営の礎である国庫補助。
建設国保設立当時は補助制度
がありませんでしたが、補助金確
保の大運動をすすめ、国庫補助の
4割法制化を勝ち取ります。



届いたはがきを読む厚生省職員▶



勝ち取ってきた
補助金!!



アスベストについて

建設現場で働いた仲間の健康な体と命を奪ったのは、国と企業。謝罪と償い、対策を求めたアスベスト訴訟は全国に広がっています。国保でも健康診断時の胸部レントゲンを再度専門医がチェックしています。

国保をまもるため

“今”できること!!

1 ハガキ運動に参加

保険料と国からの補助金で成り立つ国保をまもるために。

2 年一回の健診受診

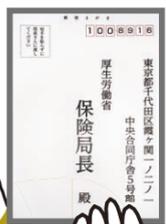
健康をまもり、結果的に医療費の抑制につながります。

3 保健活動に参加

- 特定保健指導
- 健康講習会
- 健康教室
- 健康相談



組合のお祭りで
体力測定をする
組合員と家族▶



ご存知ですか？

国保の仕組み

加入者のみなさまと国保組合・建設組合/支部事務所・病院・国との関係を図で表しました。

加入するとき



病院にかかるとき



無料健診をうけるとき



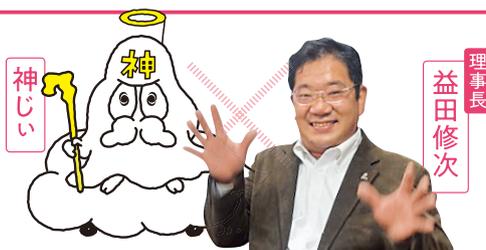
国保をまもるため



神じいの 特別記念対談！

組員歴29年、昨年の7月から理事長に就任した
益田修次さんにお越しいただいたぞ。いろいろ聞いちゃうぞ！

対談テーマ | 50年！神建連国保の役割



理事長さん。今年で50歳の神建連国保は建設労働者にとって欠かせないものじゃな。



そうですね。病気やケガにならないことが一番ですが、建設職人が働く環境は過酷だし、もしものときの備えは必要です。



アスベストのような職業病の心配もあるしのお。



職業病はアスベストだけではないんです。首・肩・腰への負担。それから最近では電動工具の振動がカラダに良くない、という話もあります。有機溶剤の影響も心配です。



ほっほ。理事長の歯が小さいのは、仕事に歯をくいしばるからじゃろ？ それも職業病かもよお？



その可能性ありますよ(笑)！あと水虫も！神建連国保では職種別の疾病などを調べて原因を究明する取り組みもしています。



これは、のちのち労災認定の「基準」にさせていくため。こうしたことも神建連国保の大事な役割です。

なるほど。ところでこの紙面で国保のあゆみを見たんじゃが、みんな国保を勝ち取るために頑張ったんじゃの。読んでて感動しちゃった。



そうですね。神建連国保の歴史は社会保障の歴史そのものなんです。神建連国保をまもることは、ひいては社会保障をまもることと同じだし、国民全体の課題につながっています。新型コロナウイルス感染症の苦難を乗り越って、これからも建設職人をまもる制度として、神建連国保を発展させていきたいですね。



そうじゃな理事長。そういう理事長も身体を大切に。朝の体操続けるんじゃぞ。



神じい、見てたのね。

始まります！



女性組員の出産後の国保保険料免除制度

出産予定月より3ヶ月間の保険料が免除になります。

対象者

① 国保組合に組員として加入し、1年経過後に出産した女性組員

※適用除外加入者は1年以内の出産も対象

② 妊娠12週を超えた出産

※保険料免除は当年度の保険料等級が確定していることが条件となります。

お問い合わせ ▶ 045-453-9661

サイトはこちら

国保だより vol.153
神奈川県建設連合
国民健康保険組合



〒221-0045
神奈川県横浜市神奈川区神奈川2-19-3
TEL:045-453-9661